(1) 基本的なサービス利用料

	放課後等デイサービス給付費	
月~金曜日(学校終了後)	区分1(30分以上1時間30分以下)	574 単位
	区分2(1時間30分以上3時間以下)	609 単位
土・祝日・長期休業期間	区分3(3時間超5時間以下)	666 単位

(2) その他のサービス利用料金

ア、利用者上限負担管理加算(150単位)

指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者合計額の 管理を行った場合に1月につき所定料金を加算させていただきます。

イ、欠席時対応加算(94単位)

利用者が利用を予定していた日の2日前までに、急病等によりその利用を中止した場合、家族 等への連絡調整を行うとともに状況を記録し相談援助を行った場合に1回につき所定料金を加算 させていただきます。(月4回まで算定)

ウ、送迎加算(片道54単位)

各学校から事業所まで、また家庭から事業所へ、事業所から各家庭へ送迎を行った際に、片道 あたり所定料金を加算させていただきます。

エ、個別サポート加算 I (90 単位)

ケアニーズの高い利用児童に対して支援を行った際に1日につき所定料金を加算させていただきます。(受給者証に個別サポート加算Iと記載がある場合に算定)

オ、個別サポート加算 I (重度) (120 単位)

よりケアニーズの高い利用児童に対して支援を行った際に1日につき所定料金を加算させていただきます。(受給者証に個別サポート加算I(重度)と記載がある場合に算定)

カ、延長支援加算(1時間以上2時間未満:92単位/2時間以上123単位)

基本報酬の最長時間区分(平日3時間・学校休業日5時間)の支援に加えて、その支援の前後に 預かりニーズに対応した支援を行った場合に所定料金を加算させていただきます。

*ご家庭の都合にて延長時間が短くなった際には、以下の所定料金を加算させていただきます。 (30 分以上 1 時間未満: 61 単位)

キ、介護職員処遇改善加算(I)

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道県知事に届け出た指定障害福祉業所が、ご契約者様に対して加算算定を行うものです。一月のサービスの利用総単位数の1000分の84に相当する額(円)になります。

ク、介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道県知事に届け出た指定障害福祉事業所が、ご契約者様に対して加算算定を行うものです。 一月のサービスの利用総単位数の 1000 分の 10 に相当する額(円)になります。

ケ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道県知事に届け出た指定障害福祉事業所が、ご契約者様に対して加算算定を行うものです。 一月のサービスの利用総単位数の 1000 分の 20 に相当する額(円)になります。